

はじめに、平成5年度から6年度に建設された本施設については、令和2年9月、第3回市議会定例会において、昇降施設が建築基準法に定める建築確認申請がなされていないことが明らかになりました。これ以降、市は、本施設の現行法適合に向けた取組みとして、特定行政庁と調整、協議を進め、現状確認を行い、法適合の対応として建築基準法第12条第5項に基づく報告を市として特定行政庁へ報告していくことといたしました。

この取組みを進める中、本施設の構造計算を改めて行ったところ、鉄筋コンクリート造の富士見テラス部の壁面の基準耐力の不足が確認されたことから、安全性を考慮し、令和3年10月16日に利用制限を開始いたしました。

その後、当該テラス部についての対応策の検討を進めたところ、壁面の補強を行うためには、それを支える建築物基礎についても補強を要することが確認されました。

早期に安全対策を講じていかなければならない中、当該基礎を含めて補強するにあたっては、「施工の難易度が高くなること」、「工期が長期化すること」、「多額な費用負担が生じること」などを総合的に勘案する必要があり、熟慮の結果、除却という判断を行い、そのことについて、令和4年第3回市議会定例会において市長報告させていただきました。

一方、昇降施設部については、施設が道路内の建築物であるため、道路区域と都市計画道路区域との整合を図るべく、東京都からの意見等も踏まえ調整等を進めてまいりましたが、現状施設の現行法適合に向け改修を行うには、当該施設の敷地を道路区域と都市計画道路区域から除外することは必須であり、特に、都市計画道路区域については、当該減少面積分を駅前広場に隣接する敷地から新たに確保する必要が生じるなど、駅前広場全体の都市計画を変更することとなり、改修による現行法適合は大変難しいとの結果に至ったところであります。

こうしたこれまでの経過や結果を踏まえ、本施設の現行法適合に向けては、富士見テラス機能の再建も含めた昇降施設を都市計画施設として改築していく方針について庁議の場で確認し、庁内共通認識のもと改築に向けた取組みを進めていくこととし、併せて、議会からのご意見も踏まえ、私から、改築にあたっては利用者の安全性の確保や利便性の向上についても検討するよう指示したところであ

ります。

今後は、東京都や特定行政庁、交通管理者、鉄道事業者等の関係機関等に対し協議や説明を進めていくこととなりますが、そのために必要な現況調査や昇降施設の規模等を検討するにあたっての補正予算案を本定例会においてご提案を申し上げたところでございます。

今後、これら関係機関等との協議等により、当該昇降施設の現行法適合及び都市計画施設として改築していく方針が整理されたところで、改めて、当該方針を庁内決定し、都市計画施設として改築していくための手続きを進めてまいります。